

広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）第三十条の規定によって、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成二十七年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開催日時

平成二十七年十一月十九日（木）午前九時から午後四時まで
平成二十七年十一月二十日（金）午前九時から午後二時まで

二 場所

広島市中区基町一〇番五二号
広島県庁農林庁舎一階一〇一会議室

三 講習科目等

科 目	時 間 数
屋外広告物に関する法令	三
屋外広告物の表示に関する事項	三
屋外広告物の施工に関する事項	四

四 受講手続

1 受講申込書の交付場所

広島県土木建築局都市計画課にて配布するほか、受講者により印刷できるよう広島県ホームページに掲載するものとする。

郵送で請求する場合は、封筒の表に「講習会受講申込書請求」と朱書し、返信用定形封筒（八十二円切手を貼付し、郵便番号及び宛先を明記したもの）を同封し、広島県土木建築局都市計画課に送付すること。

2 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十七年十月一日（木）から平成二十七年十月三十日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
郵送の場合は、平成二十七年十月三十日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。

3 受講申込書の提出先

広島県土木建築局都市計画課（〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）
講習手数料

四千円

講習会の初日までに納付書により納付すること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 その他

講習会に関する問合せは、広島県土木建築局都市計画課（電話〔〇八二二〕五二三―四一

一）「ダイヤルイン」）にすること。